

## グリーン製品市場の創出に向けたサプライチェーンにおける脱炭素化支援事業 企業区分の定義

企業区分の定義は、以下の通りとする。

- 1) 本事業における中小企業とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、以下の①から③までの要件のいずれかに該当しない企業をいう。
  - ① 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合
  - ② 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
  - ③ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は従業員が兼務している場合
- 2) 本事業における中堅企業とは、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項に規定する従業員2,000人以下の中小企業に該当しない企業であって、以下の①から③までの要件のいずれかに該当しない企業をいう。
  - ① 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合
  - ② 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
  - ③ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は従業員が兼務している場合
- 3) 本事業における大企業とは、中小企業及び中堅企業に該当しない企業をいう。
- 4) 本事業におけるスタートアップとは、次の要件をすべて満たすものをいう。
  - ① 新たなビジネス領域で成功し、急速に成長することを志向する企業であること。
  - ② 応募時点で創業（第二創業も含む）後10年未満であること。